

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。この届出がない場合、**8月分以降の手当てが受けられなくなります**ので必ず期限内に届出してください。また提出せずに2年経過すると、時効で手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。詳細については、対象者に送付する現況届（所得状況届）の通知をご覧ください。

※期間内に現況届の提出がない場合は、12月定期支払い（特別児童扶養手当は11月定期支払い）が遅れる場合があります。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届の受付も行います。

◎受付日程

	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月11日(火)～8月12日(水)	西原町役場	9:00～11:15
児童扶養手当	8月13日(木)～8月19日(水)	交流センター会議室	13:30～16:30

※上記手当が2つとも該当している方は、8月11日から19日までの期間で同時に届出ができます。
※上記期間が困難な方は、事前にご連絡ください。

◎持参するもの

- ①「現況届」または「所得状況届」の通知文書
- ②印鑑（シャチハタ印は不可）
- ③（特別）児童扶養手当証書
- ④その他書類

・平成27年度児童扶養手当所得証明書

→受給者及び18歳以上の同居の方で、平成27年1月2日以降に西原町へ転入してきた方

・対象児童が記載されている住民票謄本（特別※）

→別居している子どもがいる方

※世帯主、続柄、本籍、筆頭者などすべての事項が記載されている住民票謄本

・民生委員諸確認書（必要な方のみ書類を送付。民生委員から確認印をもらってください）



お問い合わせ 福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

「ゆいまーるガソリン券」を交付します!



沖縄県では、子育て支援世帯ガソリン購入費助成事業として下記の世帯に対して、県内の加盟給油所でガソリン・軽油の給油に使用できる「ゆいまーるガソリン券」5,000円分を交付します。申請書は対象世帯に送付していますが、一部お送りできていない方がいます。お手元に届いていない方は下記までお問い合わせください。

【対象世帯】

- ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯
- ・母子および父子家庭等医療費助成受給世帯

※いずれも平成27年5月1日時点の県内での受給を要件とします。

申請期間：平成27年7月13日（月）～平成27年10月31日（土）

使用期間：平成27年8月1日（土）～平成28年1月31日（日）



お問い合わせ ゆいまーるガソリン券交付事務局 ☎993-1074

平成27年度の保育所保育料について

保育料の見直し

保育料は、今年度（平成27年度）より「所得税および住民税」をもとにした算定から「住民税」をもとにした算定へ変更となっています。

今年度の保育料のうち、

- ・4月から8月までの分は、**平成26年度（平成25年中の収入）**の住民税額に基づき算出します
- ・9月から3月までの分は、**平成27年度（平成26年中の収入）**の住民税額に基づき算出します
- ※9月以降の保育料の決定通知は8月中に送付します。

世帯内で下記の方がいる場合、正しい保育料の認定ができないため、9月以降の保育料は最高階層で仮算定されますのでご注意ください。

- ・平成27年1月2日以降に転入し、平成27年度所得課税証明書を未提出の方
- ・平成26年中の収入を申告していない方

同居者の課税額合算について

同居者（祖父母など）がいる世帯で、保育料を算定する場合、基本的に入所児童の父母の住民税をもとに算定を行います。しかし、父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる（生活保護基準額を下回る）場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。ここで言う「同居」とは、実態として「一緒に住んでいる」ことを指し、世帯分離している場合も「同居」とみなされます。

寡婦（夫）控除のみなし適用の申請について

①寡婦（夫）控除のみなし適用とは？

寡婦（夫）控除は、納税者が配偶者と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない、または配偶者の生死が明らかでない場合に受けられる税法上の控除のことです。

保育料を算出する際には、寡婦（夫）控除の対象外となる「婚姻によらずにひとり親となった方」に対しても、寡婦（夫）控除の適用があるものとみなします。

②対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、公立保育所および認可保育園の保育料が発生（2-2階層以上）している方

※1階層または2-1階層の方は、既に保育料が免除されているため対象外となります。

※対象者となるかどうかについては、原則として平成26年12月31日現在の状況で確認します。

③手続きの流れ

- ステップ1：こども福祉課の窓口で「保育料減免猶予申請書」・「戸籍謄本」を提出し、申請を行います。
- ステップ2：こども福祉課で審査し、結果を通知します。

※のみなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。

※保育料は、平成27年4月にさかのぼり減免されます。申請期限は、平成28年3月31日までです。（申請年度内に限る）

申請先・お問い合わせ 福祉部こども福祉課 保育所係 ☎945-5311